

群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例

平成16年 2月27日
条 例 第 1 号

改正 平成17年11月25日条例第4号
平成18年 2月21日条例第2号
平成19年 2月20日条例第2号
平成19年12月25日条例第4号
平成20年 2月22日条例第1号
平成21年 2月19日条例第3号
平成21年 5月19日条例第4号
平成21年11月27日条例第6号
平成22年 2月22日条例第1号
平成22年11月25日条例第4号
平成22年12月17日条例第6号
平成23年11月22日条例第4号
平成24年 3月15日条例第1号
平成25年 6月28日条例第2号
平成25年 8月19日条例第3号
平成26年11月27日条例第3号
平成27年 2月16日条例第1号
平成27年 8月19日条例第2号
平成28年 2月22日条例第7号
平成28年12月 1日条例第8号
平成29年12月13日条例第4号
平成30年12月20日条例第1号
令和 元年 8月27日条例第3号
令和 元年11月22日条例第4号
令和 2年 2月 3日条例第2号
令和 2年11月30日条例第5号
令和 4年 4月28日条例第3号
令和 4年11月22日条例第7号
令和 5年 2月15日条例第5号
令和 5年11月28日条例第6号
令和 6年12月26日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5

項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の支払)

第2条 給与は、次条第2項に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。

2 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給料)

第3条 給料は、群馬県市町村会館管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年群馬県市町村会館管理組合条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

2 宿舍、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部又は一部が職員に支給される場合においては、別に条例で定めるところにより、その相当額をその職員の給料から控除する。

(給料表)

第4条 給料表は、別表第1に定める職員給料表のとおりとする。

2 前項の給料表は、第28条に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。

(職務の級)

第5条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その職務の内容は、別表第2に定める級別職務分類表に定めるところとする。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第6条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、規則で定めるところにより決定する。

3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定める日以前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分をけたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

4 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定に適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級にあるものにあつては、3号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

9 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第5条の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（復職時等における号給の調整）

第7条 法第28条第2項若しくは群馬県市町村会館管理組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例（昭和47年群馬県自治会館管理組合条例第7号。以下「分限条例」という。）第1条の2の規定により休職にされ、若しくは法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、復職し、又は再び勤務するに至った日以後において、規則の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

第8条 削除

（給料の支給）

第9条 給料は、月の初日から末日までの期間につき給料月額の全額を支給する。

2 給料の支給日は、規則で定める。

第10条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（給与からの控除）

第10条の2 次の各号に掲げるものは、職員に給与の支払いをする際、その給与から控除することができる。

- （1）地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づいて群馬県市町村職員共済組合が行う福祉事業による貯金の積立金、保険料及び貸付けに係る償還金
- （2）全国町村会及び全国町村職員生活協同組合等が取り扱う団体取扱契約に係る個人年金保険料、生命保険料、自動車共済事業掛金及び火災共済事業掛金
- （3）職員により構成される団体であり、職員の福利厚生を目的として組織されたものの会費その他の負担金
- （4）前3号に掲げるもののほか、管理者が認めたもの

（管理職手当）

第11条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定するもの（以下「管理職員」という。）について、その特殊性に基づき、規則で定める基準に従い支給する。

2 前項の規則で定める基準に従い支給する管理職手当は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。

（給与の減額）

第12条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第10条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

（扶養手当）

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

（1）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

（2）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

（3）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

（4）満60歳以上の父母及び祖父母

（5）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

（6）重度心身障害者

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

（1）新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

（2）扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

（3）扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

（4）扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるとき

は、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第14条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の3を乗じて得た額とする。

3 前2項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（群馬県市町村会館管理組（以下この項において「組合」という。）が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）

(2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（組合が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を

控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第17条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ	使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15, 800円
キ	使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18, 700円
ク	使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21, 600円
ケ	使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24, 400円
コ	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26, 200円
サ	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28, 100円
シ	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29, 800円
ス	使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31, 600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月額を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）又は職員以外の地方公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める

職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

- 5 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

（単身赴任手当）

第17条 公署を異にする異動又は在勤する公署の異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することになった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。
- 3 国家公務員又は職員以外の地方公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することになった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（在宅勤務等手当）

第17条の2 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

- 2 在宅勤務等手当の月額、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(時間外勤務手当)

第18条 正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間と割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間(前項に規定する規則で定める時間を除く。)との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務 100分の50

5 勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算

した割合)を減じた割合

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項第1号の規定の適用については、同号中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(休日勤務手当)

第19条 祝日法による休日及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第20条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日(これらの日のうち勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日と重なる日を除く。)の日数に同条第2項に規定する1日当たりの勤務時間を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。

(端数計算)

第21条 第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第18条及び第19条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当又は休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第22条 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(特定の職員についての適用除外)

第23条 第18条及び第19条の規定は、管理職員には適用しない。

2 第6条第1項から第8項まで、第13条、第14条及び第15条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第26条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第26条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第30条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級にあるもの（第27条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消さ

れた者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第26条 管理者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 管理者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、管理者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 管理者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第27条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第24条第5項の規定は、勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第27条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第25条中「前条第1項」とあるのは「第27条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第27条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第27条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

(会計年度任用職員の給与等)

第28条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償は、別に条例で定める。

(専従休職者の給与)

第29条 法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(その他の休職者の給与)

第30条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第1項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が法第28条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60を支給することができる。

- 5 職員が分限条例第1条の2に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70（休職の原因である災害が公務上又は通勤上の災害と認められる場合にあっては、100分の100）を支給することができる。
- 6 法第28条第2項又は分限条例第1条の2の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第24条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、それぞれ第2項、第3項又は第5項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第25条及び第26条の規定を準用する。この場合において、第25条中「前条第1項」とあるのは、「第30条第7項」と読み替えるものとする。

（口座振込）

- 第31条** 職員の給与は、第2条第1項の規定にかかわらず、職員の申出により口座振込の方法によって支払うことができる。

（委任）

- 第32条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成16年2月27日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（手続等の経過措置）

- 2 この条例施行の際、従前の規定に基づいて行われた給与に関する決定その他の手続は、この条例の規定に基づいて行われたものとみなす。

（暫定措置）

- 3 第16条第1項に掲げる職員に対する同条第2項の適用については、これらの規定にかかわらず、当分の間、規則の定めるところによる。

（群馬県市町村会館管理組合職員の給与、旅費、勤務時間、休暇等に関する条例の廃止）

- 4 群馬県市町村会館管理組合職員の給与、旅費、勤務時間、休暇等に関する条例（昭和47年群馬県自治会館管理組合条例第5号）は、廃止する。

（群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 5 群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年群馬県自治会館管理組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

次のよう （略）

（群馬県市町村会館管理組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正）

- 6 群馬県市町村会館管理組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例（昭和47年群馬県自治会館管理組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

次のよう （略）

（給料の半減）

7 当分の間、第12条の規定にかかわらず、職員が負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（規則で定める措置に限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、給料の半額を減ずる。

8 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、給料の計算その他給料の半減に関し必要な事項は、規則で定める。

（特定日以降の給料月額等）

9 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第11項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

10 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（1）臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

（2）群馬県市町村会館管理組合職員の定年等に関する条例（昭和60年群馬県自治会館管理組合条例第1号）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

（3）群馬県市町村会館管理組合職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

11 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第13項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

12 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

13 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第11項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員

との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

14 附則第11項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

15 附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給料月額、附則第11項の規定による給料その他附則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成17年11月25日条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときはその日）から施行する。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この条例による改正前の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

4 平成17年12月に支給する期末手当（以下この項において「期末手当」という。）の額は、この条例による改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例第24条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第30条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1） 平成17年4月1日において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

（2） 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

（規則への委任）

5 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成18年2月21日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

3 切替日の前日において群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表の職員給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え)

4 切替日の前日において給与条例別表の職員給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、規則で定める。

(切替日前の異動者の号給の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

6 第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この条例による改正前の給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

7 切替日の前日から引き続き同一の職員給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年群馬県市町村会館管理組合条例第6号。第1号において「平成21年改正条例」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める額を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第7項の表の給料表欄に掲げる職員給料表の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が給与条例附則第7項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。））にあつては、55歳以上に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳以上に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）からその額に2分の1を乗じて得た額（その額が1万円を超えるときは、1万円）を減じて得た額を給料として支給する。

(1) 平成21年改正条例附則第2条第1項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.1

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

8 切替日の前日から引き続き職員給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

9 切替日以降に新たに職員給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

10 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第9条第1項の規定の適用については、給与条例第9条第1項中「給料月額」とあるのは「給料月額と群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年群馬県市町村会館管理組合条例第2号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第7項、第8項又は第9項の規定による給料の額との合計額」とする。

（平成22年3月31日までの間における給与条例の適用に関する特例）

11 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第4項	4号給	3号給
	3号給	2号給
第6条第5項	4号給	3号給
	3号給	2号給
	2号給	1号給

（規則への委任）

12 第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

13 群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年群馬県自治会館管理組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

次のよう （略）

附表別表第1 職務の級の切替表（附則第2項関係）

旧 級	新 級
1 級	1 級
2 級	
3 級	2 級
4 級	3 級
5 級	
6 級	4 級
7 級	5 級
8 級	6 級
9 級	7 級

附則別表第2 職員の号給の切替表（附則第3項関係）

旧号給	経過期間	級								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8

	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38

	6 月以上 9 月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39
	9 月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41
16	3 月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41
	3 月以上 6 月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42
	6 月以上 9 月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43
	9 月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45
17	3 月未満		85	65	57	69	57	53	49	45
	3 月以上 6 月未満		86	66	57	70	58	54	50	46
	6 月以上 9 月未満		87	67	58	71	59	55	51	47
	9 月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49
18	3 月未満		89	69	59	73	61	57	53	49
	3 月以上 6 月未満		90	70	59	74	62	58	54	50
	6 月以上 9 月未満		91	71	60	75	63	59	55	51
	9 月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53
19	3 月未満		93	73	61	77	65	61	57	
	3 月以上 6 月未満		93	74	61	78	66	62	58	
	6 月以上 9 月未満		93	75	61	79	67	63	59	
	9 月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60	
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61	
20	3 月未満			77	62	81	69	65	61	
	3 月以上 6 月未満			78	62	82	70	66	62	
	6 月以上 9 月未満			79	63	83	71	67	63	
	9 月以上12月未満			80	63	84	72	68	64	
	12月以上			81	63	85	73	69	65	
21	3 月未満			81	63	85	73	69	65	
	3 月以上 6 月未満			82	64	86	74	70	66	
	6 月以上 9 月未満			83	64	87	75	71	67	
	9 月以上12月未満			84	64	88	76	72	68	
	12月以上			85	65	89	77	73	69	
22	3 月未満			85	65	89	77	73		
	3 月以上 6 月未満			86	65	90	78	74		
	6 月以上 9 月未満			87	66	91	79	75		
	9 月以上12月未満			88	66	92	80	76		
	12月以上			89	67	93	81	77		

23	3 月未満			89	67	93	81			
	3 月以上 6 月未満			90	67	94	82			
	6 月以上 9 月未満			91	68	95	83			
	9 月以上12月未満			92	68	96	84			
	12月以上			93	69	97	85			
24	3 月未満			93	69	97	85			
	3 月以上 6 月未満			94	70	98	86			
	6 月以上 9 月未満			95	71	99	87			
	9 月以上12月未満			96	72	100	88			
	12月以上			97	73	101	89			
25	3 月未満			97	73	101				
	3 月以上 6 月未満			98	73	102				
	6 月以上 9 月未満			99	74	103				
	9 月以上12月未満			100	74	104				
	12月以上			101	75	105				
26	3 月未満			101	75	105				
	3 月以上 6 月未満			102	75	106				
	6 月以上 9 月未満			103	76	107				
	9 月以上12月未満			104	76	108				
	12月以上			105	77	109				
27	3 月未満			105	77					
	3 月以上 6 月未満			106	78					
	6 月以上 9 月未満			107	79					
	9 月以上12月未満			108	80					
	12月以上			109	81					
28	3 月未満			109	81					
	3 月以上 6 月未満			110	82					
	6 月以上 9 月未満			111	83					
	9 月以上12月未満			112	84					
	12月以上			113	85					
29	3 月未満			113						
	3 月以上 6 月未満			114						
	6 月以上 9 月未満			115						
	9 月以上12月未満			116						
	12月以上			117						
30	3 月未満			117						
	3 月以上 6 月未満			118						
	6 月以上 9 月未満			119						

	9月以上12月未満			120						
	12月以上			121						
31	3月未満			121						
	3月以上6月未満			122						
	6月以上9月未満			123						
	9月以上12月未満			124						
	12月以上			125						
32	3月未満			125						
	3月以上6月未満			125						
	6月以上9月未満			125						
	9月以上12月未満			125						
	12月以上			125						

附 則（平成19年2月20日条例第2号）

- この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年群馬県市町村会館管理組合条例第2号）附則第7項、第8項及び第9項の規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例第11条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年群馬県市町村会館管理組合条例第2号）附則第7項、第8項又は第9項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成19年12月25日条例第4号）

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第13条第3項、第14条第3項及び別表の規定は、平成19年4月1日から適用する。
- 改正後の条例第27条第2項第1号の規定及び次項の規定は、平成19年12月1日から適用する。
- 平成19年12月に支給する勤勉手当に係る改正後の条例第27条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の77.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の97.5」とする。
- 平成19年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する 条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに職員給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、管理者が定めるところによる。
- 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに職員給料

表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 8 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成20年2月21日条例第3号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 群馬県市町村会館管理組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例（昭和47年群馬県自治会館管理組合条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

附 則（平成21年2月19日条例第3号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月19日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年11月27日条例第6号）

（施行期日）

- 第1条** この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 第2条** 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例第24条第2項及び第4項から第6項まで（群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年群馬県自治会館管理組合条例第2号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第30条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- （1）**平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例第17条第2項に規定する規則で定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施

行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
職員給料表	1 級	1 号給から 5 6 号給まで
	2 級	1 号給から 2 4 号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで

(2) 平成 21 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額

2 平成 21 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日までの間において新たに群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の適用を受ける職員となった者（任用の事情を考慮して規則で定める職員に限る。）に関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び任用の事情を考慮して規則で定める額」とする。

(規則への委任)

第 3 条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成 22 年 2 月 22 日条例第 1 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(規則への委任)

2 この条例の施行に際し必要な事項は、規則で定める。

(群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年群馬県自治会館管理組合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次のよう （略）

附 則（平成 22 年 11 月 25 日条例第 4 号）

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び附則第 4 条の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

第 2 条 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（以下この条及び附則第 3 条において「改正後の給与条例」という。）第 24 条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 4 項から第 6 項まで（群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例（平成 5 年群馬県市町村会館管理組合条例第 2 号。附則第 4 条及び第 6 条において「育児休業条例」という。）第 16 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第 30 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項若しくは第 7 項若しくは附則第 7 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（改正後の給与条例附則第七項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（以下この号、次項及び附則第4条において「給与条例」という。）第17条第2項に規定する規則で定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
職員給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
	7級	1号給から4号給まで

- (2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

- 2 平成22年4月1日から同年12月1日までの間において新たに給与条例の適用を受ける職員となった者（任用の事情を考慮して規則で定める職員に限る。）に関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び任用の事情を考慮して規則で定める額」とする。

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

第3条 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第7項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年群馬県市町村会館管理組合条例第4号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成23年4月1日における号給の調整）

第4条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日において給与

条例第6条第4項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して規則で定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

2 育児休業条例第16条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、群馬県市町村会館管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年群馬県市町村会館管理組合条例第3号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 前項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。

（規則への委任）

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（育児休業条例の一部改正）

第6条 育児休業条例の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び3項を加える。

次のよう（略）

（群馬県市町村会館管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第7条 群馬県市町村会館管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年群馬県市町村会館管理組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

次のよう（略）

附 則（平成22年12月17日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年1月1日から施行し、第1条の規定による改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例附則第11項の規定は、同項に規定する病気休暇又は疾病に係る就業禁止の措置（以下「病気休暇等」という。）の開始の日がこの条例の施行の日以後の日である病気休暇等について適用する。

（群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年群馬県自治会館管理組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

次のよう（略）

附 則（平成23年11月22日条例第4号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成23年12月1日から施行する。

（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 平成23年12月に支給する期末手当の額は、給与条例第24条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（群馬県市町村会館管理組合職員

の育児休業等に関する条例（平成５年群馬県市町村会館管理組合条例第２号）第１６条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第３０条第１項から第３項まで、第５項若しくは第７項若しくは附則第７項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (１) 平成２３年４月１日（同月２日から同１２月１日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第７項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成２３年４月１日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち規則で定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（給与条例第１７条第２項に規定する規則で定める額を除く。）の月額合計額に１００分の０．３７を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
職員給料表	１級	１号給から９３号給まで
	２級	１号給から７６号給まで
	３級	１号給から６０号給まで
	４級	１号給から４４号給まで
	５級	１号給から３６号給まで
	６級	１号給から２８号給まで
	７級	１号給から１６号給まで

- (２) 平成２３年６月１日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の０．３７を乗じて得た額

- ２ 平成２３年４月１日から同年１２月１日までの間において新たに給与条例の適用を受ける職員となった者（任用の事情を考慮して規則で定める職員に限る。）に関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び任用の事情を考慮して規則で定める額」とする。

（規則への委任）

第３条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成２４年３月１５日条例第１号）

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年６月２８日条例第２号）

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成25年8月19日条例第3号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年群馬県自治会館管理組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

次のよう（略）

第3条 群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

次のよう（略）

附 則（平成26年11月27日条例第3号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第16条第2項及び別表の規定は、平成26年4月1日から適用する。

3 改正後の給与条例第27条第2項及び附則第10項の規定は、平成26年12月1日から適用する。

4 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

5 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

6 附則第4項及び第5項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成27年8月19日条例第2号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月16日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の切替えに伴う経過措置）

3 切替日の前日から引き続き同一の職員給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（群馬県市町村会館管理組合職

員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第7項の表の給料表欄に掲げる職員給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

- 4 切替日の前日から引き続き職員給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに職員給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第9条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年群馬県市町村会館管理組合条例第1号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3項、第4項又は第5項の規定による給料の額との合計とする。

（平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例）

- 7 切替日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する給与条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「3万円」とあるのは「3万円を超えない範囲内で規則で定める額」とする。

（規則への委任）

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 9 群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年群馬県自治会館管理組合条例第2号の一部を次のように改正する。

次のよう（略）

附 則（平成28年2月22日条例第7号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条及び附則第3項の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年2月16日条例第1号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（一時差止処分の取消しの申立てに関する経過措置）

- 4 この条例の施行の日以前にされた群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例第27条第2項に規定する一時差止処分について、当該一時差止処分を受けた者が同項の規定によりその取消しを申し立てるときは、同項中「第18条第1項本文」とあるのは「による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項本文又は第45条」と読み替えて適用するものとする。

（規則への委任）

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成28年12月1日条例第8号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第5項の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後給与条例」という。）別表第1の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 3 第1条改正後給与条例第27条第2項及び附則第10項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定に基づいて支給された給与（群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年群馬県市町村会館管理組合条例第1号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、第1条改正後給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 5 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例（以下この項において「第2条改正後給与条例」という。）第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については1万円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項中「（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第2項中「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(規則への委任)

6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成29年12月13日条例第4号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、附則第6項及び附則第7項の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例第27条第2項の規定及び附則第10項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年群馬県市町村会館管理組合条例第1号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 6 群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年群馬県自治会館管理組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

次のよう （略）

（群馬県市町村会館管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 7 群馬県市町村会館管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成19年群馬県市町村会館管理組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

次のよう （略）

附 則（平成30年12月20日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例第27条第2項第1号及び第2号の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和元年8月27日条例第3号）

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和元年11月15日条例第4号）

（施行期日等）

- 第1条** この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例第27条第2項第1号の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 第2条** 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

- 第3条** 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例第15条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項におい

て同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(規則で定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「第2条改正後給与条例」という。)第15条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 第2条改正後給与条例第15条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
- (2) 旧手当額から第2条改正後給与条例第15条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (令和2年2月3日条例第2号抄)

(施行期日等)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年11月30日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月28日条例第3号)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例(第1号イにおいて「新給与条例」という。)第24条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第24条第4項から第6項まで(群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年群馬県自治会館管理組合条例第2号)第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第30条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 新給与条例第24条第2項に規定する特定幹部職員(次号イにおいて「特定幹部職員」という。) 107.5分の15

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定幹部職員 62.5分の10

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (令和4年11月22日条例第7号)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定は、令和4年4月1日から適用する。

3 改正後の給与条例第27条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (令和5年2月15日条例第5号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。

(群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第12条 この条例による改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第9項から第15項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。次条第1項において「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第13条 令和3年改正法附則第4条第1項及び第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額、当該暫定再任用職員が新給与条例第6条第9項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものした場合に適用される群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第5条の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、群馬県市町村会館管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年群馬県市町村会館管理組合条例第3号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 3 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、群馬県市町村会館管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年群馬県市町村会館管理組合条例第3号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第16条第2項及び第18条第2項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第24条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第27条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（群馬県市町村会館管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和5年群馬県市町村会館管理組合条例第5号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例第6条第1項、第4項及び第6項から第8項まで、第13条、第14条及び第15条並びに新給与条例第6条第2項、第3項及び第5項の規定は、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員には適用しない。
- 8 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和5年11月28日条例第6号）

（施行期日等）

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和6年12月26日条例第2号）

（施行期日等）

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）

）別表第１の規定は、令和６年４月１日から適用し、改正後の給与条例第２４条第２項及び第３項並びに第２７条第２項の規定は、同年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

第２条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

第３条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第１（第４条関係）

職 員 給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	１ 級	２ 級	３ 級	４ 級	５ 級	６ 級	７ 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	１	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	２	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	３	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	４	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	５	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	６	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	７	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	８	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	９	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200

定年前再任用短時間勤務職員以	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	

外の 職員	67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
	68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
	69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
	70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
	71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
	72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
	73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
	74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
	75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
	76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
	77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
	78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
	79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
	80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
	81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
	82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
	83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
	84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
	85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
	86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
	87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
	88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
	89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
	90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
	91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
	92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
	93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
	94		299,400	347,400				
	95		299,700	347,800				
	96		300,100	348,200				
	97		300,300	348,400				
	98		300,600	348,800				
	99		301,000	349,200				
	100		301,400	349,500				
	101		301,600	349,800				
	102		301,900	350,200				
	103		302,200	350,600				
	104		302,500	351,000				
	105		302,700	351,500				
	106		303,000	351,900				

	107		303,300	352,300				
	108		303,600	352,700				
	109		303,800	353,200				
	110		304,200	353,600				
	111		304,600	353,900				
	112		304,900	354,200				
	113		305,100	354,700				
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、会計年度任用職員には適用しない。

別表第2（第5条関係）

職員給料表級別職務分類表

級	職 務 の 名 称
1	主事(2級に掲げられた主事を除く。)の職務
2	困難な業務を行う主事の職務
3	主任の職務
4	1 係長の職務 2 主幹の職務
5	1 課長の職務 2 会計管理者の職務
6	次長の職務
7	事務局長の職務